

平成28年度 教育行政執行方針

平成27年芽室町議会定例会3月定例会議の開会に当たり、芽室町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

はじめに

今日、少子高齢化、グローバル化や情報化の急速な進展等により、将来の変化を予測することが困難な時代を前に、子供たちには、現在と未来に向けて自らの人生をどのように拓いていくか、自らの生涯を生き抜く力をどのように培っていくかが求められています。

このようなことから現在、中央教育審議会で、学ぶことと社会のつながりを意識し、「何を教えるか」「何を知っているか」という知識の質や量の改善はもちろん、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視する次期学習指導要領の改訂が進められています。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」「何ができるようになったか」を視野に入れた、カリキュラム・マネジメントの在り方について議論されているところです。

【教育行政に臨む基本姿勢】

本町の将来を担う子供たちは、町の宝です。

このため本町では、学校や家庭と連携し、子供たちが高い志や意欲を持つ自立した人間として、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら学び、主体的に判断・行動することにより、これからの時代に求められる資質や能力を育む教育行政

を進めます。

それでは、第5期芽室町生涯学習推進中期計画（芽室町教育基本計画）に基づき、学校教育、社会教育、これら連携の各分野における主要な施策について申し上げます。

1 学びの基礎づくり

初めに、重点目標1つ目の「学びの基礎づくり」についてであります。

【確かな学力の育成】

社会が目まぐるしい変化を続ける中で、子供たちが自立した人間として生きていくためには、義務教育9年間を通した基礎的・基本的な知識や技能の習得と、望ましい学習習慣や生活習慣を身に付けることが重要です。

そのため、各学校における指導工夫改善や少人数指導、習熟度別学習等による児童生徒への対応を進めるとともに、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（「アクティブ・ラーニング」）の充実及び授業と連動した家庭学習の定着化を図ります。

また、各学校において、組織としての学校力を発揮し、児童生徒の学習の理解やつまずきの状況を把握し、学力向上につなげる指導改善の取り組みを推進します。

更に、子供たちの発達上の課題に早期に気づき、一貫性と継続性のある支援

を構築し、個々に応じたきめ細かな指導を充実するために、小学校第1学年・第2学年での読み書き支援のスクリーニングを実施するとともに、小学校第3学年及び第4学年の35人以下学級編制のための教育活動指導助手を、芽室小学校に加えて、新たに芽室西小学校に配置します。

併せて、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対しては、教育支援委員会における適切な就学支援の下、子供の実態に応じた適切な指導と必要な支援によって、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう、教育活動指導助手や学校支援員を継続配置するとともに、町の発達支援システムとの連携などによって特別支援教育の充実を図ります。

全ての子供が安心して教育を受けられるよう、教育機会の確保と保護者負担の軽減を目的に実施している私立高等学校生徒授業料補助は、対象世帯の基準を拡大し、より多くの保護者の経済的負担の軽減を図ります。

【豊かな心と健やかな体の育成】

子供たちを取り巻く環境が大きく変化をする中で、子供たちに基本的倫理観や命の大切さ、他者への思いやりや美しいものを美しいと思える感性など、豊かな心を育むためには、家庭と学校と地域が連携し健やかな心身の成長を支えていくことが大切です。

そのため、移行措置期間にある特別な教科「道徳」に係わる取り組みを着実

に進めるとともに、各学校における宿泊学習や職業体験活動などを通して集団生活における規範意識を高め、自己肯定感や自己有用感を育成します。

また、将来の夢や目標実現のために粘り強く懸命に努力することができる、活気に満ちた児童生徒を育てるための外部講師などを活用した事業への支援を行います。

学校におけるいじめや不登校の問題については、すべての学校や教職員が自らの問題として切実に受け止め、関係機関との連携はもとより、家庭と一体となって取り組むべき重要な課題です。

このため、「芽室町いじめ防止基本方針」や各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの徹底やいじめの実態把握、より良い学校生活と友達づくりのためのhyper-QUの実施など、早期発見・早期対応に努めます。

更に、スクールライフ・アドバイザーの継続配置や学校適応指導教室「ゆうゆう」の活用など、教育委員会と学校、そして関係機関が一体となった取り組みを推進します。

また、子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせる取り組みとしては、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめ、小学校第4学年及び中学校第1学年を対象とした生活習慣病検査の継続実施など健康教育を推進します。

体力向上については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた、運動に親しむ資質や能力、体力を培う体育授業を充実します。

更に、地産地消による本町農業への理解を深めるため、地元産食材を活用した「めむろまるごと給食」の充実などによる安全・安心な学校給食の提供、学校給食を通じた栄養教諭による食育指導の全学校・全学年での実施を推進します。

併せて、近年、食物アレルギーを持つ児童生徒が増加傾向にあることから、特に急性の重篤なアレルギー反応に対応するための研修会受講などを促進します。

【信頼される学校づくりの推進】

学校は、「子供たちの自立を支援する学びの場」であることはもちろん、「地域コミュニティの核となる場」でもあり、家庭や地域から信頼される魅力ある学校づくりを進めることが重要です。

このため、学校評価の適切な実施と地域への結果公表を通じて、保護者や地域住民などが学校運営に積極的に参画し、相互に連携することにより、学校をより良いものにしていこうという当事者意識を高め、地域から愛され、応援される学校を目指します。

また、各学校に設置している学校運営地域協力者会議において、それぞれの学校が抱える課題の解決や学校運営への協力・助言を求め、開かれた学校づくりを推進し、児童生徒の健やかな成長を育みます。

教育公務員としての教職員に対しては、児童生徒の教育に直接携わる者とし

て、法令順守はもとより、服務規律の保持に努め、自覚と責任ある教育活動を展開するよう指導に努めます。

学校教育施設等については、老朽化や児童生徒の安全性、また、災害時における避難施設としての役割を考慮した計画的な整備に努めており、平成28年度は芽室西小学校の体育館改修や芽室南小学校の屋外倉庫建設、芽室中学校の野球場バックネット改修、芽室西中学校の屋外トイレ建設などを実施します。

2 生涯を通じての生きがいつくり

次に、重点目標2つ目の「生涯を通じての生きがいつくり」であります。

【多様な学習機会の確保・充実】

町民の自主的な社会教育活動が円滑に行われるためには、「いつでも」「どこでも」「だれもが」自由に学ぶことができる環境整備と学びの機会づくりが大切です。

このため、町民それぞれの生活、仕事、年齢層などライフスタイルに応じた公民館講座や受講生の主体性を活かしたウーマン・シニア・どんぐりカレッジの成人向け講座を継続開催するとともに、生きがいのある豊かな人生づくりとして高齢者学級「柏樹学園」を実施します。

図書館は、知識基礎社会における資料や情報の提供などをはじめ、読書活動の振興を担う機関とし、また、地域の情報拠点として重要です。

このため、図書館サービスの向上を目指した環境整備に努めるとともに、幼児対象事業や図書館講座、図書館まつりの開催など読書環境や読書活動の充実を目指し、ボランティア団体などと連携を図りながら推進します。

【文化・芸術活動の推進】

文化・芸術に触れることは、その素晴らしさを実感し、生活の中で潤いと感動が得られ生活を豊かにします。そのためには、町民との協働による身近な芸術文化に親しむことのできる環境づくりが大切です。

このため、地域の特徴を生かした文化活動を支援するとともに、各種文化団体との連携を図り、町民文化の振興に努めます。

また、町民との連携による芸術文化活動の展開については、文化芸術鑑賞会内容検討会議やめむろ子供と人形劇を楽しむ会との協働による芸術鑑賞会をはじめ、児童生徒の文化芸術分野の大会出場や文化芸術に触れる機会の創出に支援を継続します。

【健康づくりと生涯スポーツの振興】

スポーツを通して町民が健康で豊かな生活を過ごせるよう、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と地域のスポーツ環境の整備は大切です。

このため、スポーツ推進委員や各種体育団体などと連携し、スポーツイベントの「チャレンジデー」に継続参加し、町民の健康管理や体力維持、町民皆スポーツの振興を図るとともに、各年齢層に合わせた運動教室や講座を開催し町民の健康づくりを推進します。

また、生涯スポーツであるゲートボールは芽室町が発祥の地であります。

青少年のゲートボール普及推進を図るため、指導者の派遣や体験学習会の開催などを実施します。

体育施設の整備では、総合体育館などの施設備品の計画的整備を図るとともに、施設開設20年を経過する健康プラザの人工芝の全面的な張替えを実施し、町民が利用しやすい安全で安心な施設整備に努めます。

3 共助社会の絆づくり

次に、重点目標3つ目の「共助社会の絆づくり」についてであります。

【地域の連携・コミュニティづくり】

活力ある地域コミュニティづくりには、町民一人一人が地域の一員としての責任や役割を認識し、地域のために活動することが大切です。

そのためには、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての町民の人権が尊重され、町民一人一人がまちづくりを担う一員として活躍でき、地域全体がお互いに助け合い支え合いながら共生できる体制づくりとして、社会教育協会、青少年健全育成連絡協議会、地域子供会などと連携を図ります。

また、子供たちの基本的な生活習慣や社会的マナーの習得には、学校だけでなく、地域社会や家庭の役割も大きいことから、家庭・学校・地域の三者が連携し、それぞれの役割や責任をお互いに認識し、子供を見守る体制を推進する

とともに、それぞれが研修会などの学習や議論を深める活動を通して、子供たちの健全な成長に向けて取り組みを進めます。

【郷土愛の育み】

次世代に引き継ぐべき多くの魅力ある地域文化や恵まれた自然環境など、本町の歴史や特色を知ってもらう事業を推進し、郷土愛の醸成を促すことが大切です。

このため、ふるさと歴史館「ねんりん」での講座やフェスティバルの実施、郷土芸能メムオロ太鼓の保存・伝承を図るとともに、少年教育事業などでは、豊かな大地から生まれた地元農産物を活かした地産地消と連携した食育も取り入れた郷土を愛する心の育みを推進します。

むすびに

『広げよう 芽室の大地に 3つの心』をスローガンに、芽室町教育委員会が提唱する「あいさつ」「親切」「美化」の「3つの心運動」の推進と、教育行政の3つの重点目標を基本に、家庭と学校と地域の協働による確かな教育行政を進めてまいります。

町議会議員及び町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。